

## 高知県造林事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、高知県造林事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、森林の有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能について、それぞれの機能の調整を行いつつ、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、その機能の維持増進を回り、もって森林環境の保全に努める必要がある。

また、悪化した漁場環境の改善のため、漁場と密接に関係している森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境保全効果を高める必要や、農業用の貯水池及び頭首工等取水施設への良質な農業用水の安定的な供給等を図る必要がある。

このため、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5の規定により定められた市町村森林整備計画の達成に必要なものとして、市町村長が定める市町村森林整備事業計画(漁場保全関連特定森林整備事業及び農業用水水源地域保全整備事業の基本方針に基づき策定される市町村森林整備事業計画を含む。)及び里山エリア再生計画に基づき、この要綱に定める造林事業を行う者に対し、必要な経費について毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (補助事業の区分・内容、事業主体及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の事業区分は別表第1のとおりとする。事業区分ごとの事業内容、補助対象経費、事業主体及び補助率は別表第2に掲げるとおりとし、その事業規模は別表第3に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付の申請手続)

第4条 補助金の交付の申請は、当該事業の完了した後速やかに行うものとする。

2 規則第3条に規定する申請書の様式は別記第1号様式とし、当該申請書をもって規則第11条に規定する実績報告書に代えるものとする。

3 事業主体は、第1項の規定による補助金の交付の申請に関する手続事務を、造林地所在の森林組合長又は市町村長(以下「取扱機関」という。)に委任することができる。この場合において、委任を受けた取扱機関が知事に提出する申請書の様式は別記第2号様式とし、当該申請書をもって規則第11条に規定する実績報告書に代えるものとする。

4 事業主体又は事業主体の委任を受けた取扱機関は、補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、造林事業補助金交付申請書にその旨を記載しなければならない。

### (補助金の交付を受けた者の義務)

第5条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

(2) 当該造林地が人工造林、除・間伐(特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む。)又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。

(3) この補助金に係る収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管すること。

(4) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式により知事にその旨を届け出ること。

ア 当該補助事業の施行地を森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、

又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為

- イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等(育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、団地間伐作業道、長期育成循環作業道)及び居住地森林作業道(以下「作業道等」という。)の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為
- (5) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部若しくは一部の転用又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式により知事にその旨を届け出ること。
- (6) 森林空間総合整備事業及び幹の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、別記第4号様式により知事に承認の申請をすること。
- (7) 水土保持林の保全型における強度の切捨間伐を実施した場合並びに特定高齢級間伐を実施した場合及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、補助事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、別記第3号様式により知事にその旨を届け出ること。

#### (補助金の返還等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 規則若しくはこの要綱又は補助条件に違反したとき。
- (2) 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消し通知を受けた場合に、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額が生じたとき。
- (3) 流域育成林整備事業において人工造林の伐採前特殊地柵えを行った場合に当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないとき。
- (4) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないとき。ただし、整理伐については確実な更新が回られると知事が認めるときは、この限りでない。
- (5) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合において、当該林地につき、「長期育成循環施策の実施について」(平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環施策協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき(確実な更新が回られると知事が認めるときを除く。)又は立木の材積が長期育成循環施策協定又は市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき。
- (6) 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知)に基づき県又は市町村が設定した施策の集約化の必要な森林の区域内において、県の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数1.0の加算適用を受けることとして実施した施策が県の定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消されたとき。
- (7) 前条第4号から第7号までに規定する場合のいずれかに該当したとき。

(8) 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)

(9) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したとき(この場合において、消費税仕入控除税額に相当する補助金の額を減額して補助金の交付を受けたときは、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入控除税額に相当する補助金の額を当該減額した額を上回る部分の金額とする。)

2 公用・公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に転用等する場合には、前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。

#### (情報公開)

第7条 補助事業又は事業主体に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は開示するものとする。

#### (書類の提出)

第8条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2通を当該造林地を管轄する林業事務所(当該造林地が、長岡郡本山町若しくは大豊町又は土佐郡土佐町若しくは大川村に所在する場合にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所。)の長を経由して提出しなければならない。

#### (雑則)

第9条 造林事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整第882号)、里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け17林整第1019号)、漁場保全関連特定森林整備事業実施要綱(平成19年3月30日付け18林整計第281号)、農業用水水源地域保全整備事業実施要綱(平成19年3月30日付け18林整計第310号)及び関連する実施要領等の通知によるものとする。

また、必要な事項は別途知事が定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行し、平成20年度事業から適用する。ただし、平成19年度事業については従前の例によるものとする。

第10号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第65号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 南陽宮地共同事業体 様

平成20年12月12日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金13,812,621円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 2月10日

高知県知事 尾崎 正直

### 記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐(特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む)又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等(育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道)及び居住地森林作業道(以下「作業道等」という。)の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。

第10号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第103号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 雨陽宮地共同事業体 様

平成<sup>21</sup>年<sup>1</sup>月<sup>21</sup>日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金9,878,172円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 3月31日

高知県知事 尾崎 正直

### 記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐(特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む)又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等(育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道)及び居住地森林作業道(以下「作業道等」という。)の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。



第10号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第103号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 土佐建興・竹村総合共同事業体 様

平成21年1月19日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金1,777,181円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 3月31日

高知県知事 尾崎 正直



### 記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。

## 2008年度補助金受給一覧表

県有林名	森林施業 計画にお ける施業 地 NO.	林班名		森林所在地	林相		面積	補助申 請面積	施業実 施年度
		林班	林小 班		樹種	プロジェクト 開始年の林 齢(2008)			
石原県有林	1	248	2	高知県宿毛市石原アシ谷1929-1他1	スギ	47	4.90	23.36	2008
石原県有林	2	248	2	高知県宿毛市石原アシ谷1929-1他1	ヒノキ	47	4.05		2008
石原県有林	4	248	1	高知県宿毛市石原アシ谷1930	スギ	47	6.05		2008
石原県有林	5	248	1	高知県宿毛市石原アシ谷1930	ヒノキ	47	7.38		2008
玖木県有林	23	63	2	高知県四万十市西土佐玖木黒澤山596-1	スギ	43	2.67	6.31	2008
玖木県有林	24	63	2	高知県四万十市西土佐玖木黒澤山596-1	ヒノキ	43	6.99		2008
玖木県有林	25	63	2	高知県四万十市西土佐玖木黒澤山596-1	スギ	53	0.57		2008
玖木県有林	26	63	2	高知県四万十市西土佐玖木黒澤山596-1	スギ	53	0.95		2008
玖木県有林	27	63	2	高知県四万十市西土佐玖木黒澤山596-1	ヒノキ	53	1.10		2008
玖木県有林	28	63	2	高知県四万十市西土佐玖木黒澤山596-1	ヒノキ	53	0.27		2008
玖木県有林	29	63	2	高知県四万十市西土佐玖木黒澤山596-1	スギ	44	0.71		2008
玖木県有林	30	63	2	高知県四万十市西土佐玖木黒澤山596-1	ヒノキ	44	2.64		2008